

## 子どもの権利を守るための フランスの取り組み

フランス子ども家庭福祉研究者 安發明子

自分の子ども時代、まるで自分が小舟のように、自分の予定も将来の見通しも親次第であるように感じていました。フランスの「子どもはモーターボート、自分の行きたい道に進んでほしい冒険を実現する。それをおとなが支える」という考え方に共感しました。他にも「子どもの教育は花瓶を水で満たすことではない、火を点けることだ」という紀元前4世紀を生きたアリストファンの言葉もよく引用されています。子どもが主体であることをよく表しています。

フランスの現在の子どもの教育に大きな影響を与えているのは精神分析家のフランソワーズ・ドルト（1908-1988年）です。ドルトは戦間期の小児精神病院に次々と運ばれてくる赤ちゃんたちがミルクも飲まず亡くなる中で、赤ちゃんにお母さんのこと、自分たちのことを説明し、お母さんが身につけていたものを取りに行かせて赤ちゃんに与え、赤ちゃんが理解し納得したらミルクを飲み生き延びることを証明しました。ドルトの残した思想として特に受け継がれているのは「どんなに小さくても子どもの意思を尊重する」「子

子どもの権利は親次第の脆い状況があります。不登校の子どもたちすべてに学ぶ権利が保障され、塾に行く子どもたちすべてに遊ぶ権利と休む権利が保障されているか確かではありません。福祉や教育があっても、親次第、地域次第、出会い次第という状況では子どもの権利が守られていないことも起きると思います。

私が主張したい1つめは、すべての子どもの権利状況を確認する専門職を公的機関におき、問題が解決するまで見届けるところ。2つめは、子どもの権利について心配な状況があったときに子どものまわりにチームを築くことです。1つめについては、産科病院、保健センター、保育、学校の連携が鍵になります。フランスでは妊娠4ヶ月から産科病院の専属ソーシャルワーカーと心理士が社会面心理面でサポートが必要ないかチェックし、退院する前に保健センターの小児看護師につなぎます。保健センターの小児看護師や助産師は週数回産科病院で勤務しているので出産前から地域でのサポートにつなぎます。小児看護師は250人に一人配置され、すべての妊娠4ヶ月から3歳までの子どもの状況を確認し、生後2ヶ月半から積極的に保育につなぎます。保育も毎週心理士と医師が園の子どもたちの状況を確認していて、保健センターの医師による抜き打ちチェックでは特に子どもの心理と成長の状況を確認しています。3歳からは義務教育で学校の医療

どもは説明すれば理解できる」「子どもは自分の人生に責任がある」「子どもはおとなとま

ったく平等な存在である。子どもには真実を話すこと。子どもは直感として真実を知っている」ということです。

福祉の現場でも子どもにも危険やリスクがあり親と分離されるときは裁判を通しますし、そこに赤ちゃんも呼ばれ裁判官は直接赤ちゃんに話します。子どもと直接話したうえで裁判官は決定をおこないます。さらに、人権擁護機関の子どもの権利担当が独立した機関として存在し、相談する人の11%は子ども自身です。子どもは自分に関する決定に参加し、子どもの権利を擁護してくれる機関が明確な形で存在するので、この機関は法律に関する学習プログラムもつくっていて、日本の道徳の代わりに小学1年生から「市民とモラル」の授業の一環として学ぶ機会を設けています。「子どもの権利について知らないこと自体が暴力」と定義づけ、「矛盾に気づき、批判的な議論ができること」を学習の目標としています。日本も子どもの権利条約に調印して30年、しかしまだまだ

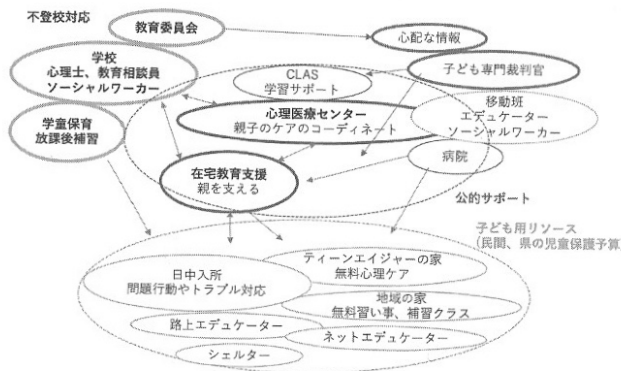


「一人ひとりに届ける福祉を支える  
フランスの子どもの  
育ちと家族」  
安發明子  
かもがわ出版  
2023年8月

チームは心理面学習面もチェックし心配があると解決まで見届けます。週2日以上休みの場合は学校側に家族の支援が義務付けられています。教育は子どもの基本的な権利なので、教育を受けられるよう家族を支えるのです。

子どものまわりにチームを築くことについての事例です。週2日以上医師の診断なく休むことができないので子どもたちは小児病院に行きます。学校に行かないことは「行動の変化」と呼び、

不調の症状と理解されます。子どもの調子が悪いのはまわりが適した環境やケアを用意できなかったか、学校が子どものニーズに答えることができていないネグレクトの状況とされます。対策として、子どもが話せ



子どものまわりにチームを築く (パリ市小児病院でのヒアリングをもとに筆者作成)

る場所をつくり、親と子どもが調子の悪さや問題について話せるよう助け、子どものまわりに子どもを心配し気にしている人のネットワークを築きます。専門職が子どもの周りにいれば学校もよりよく対応でき、環境の改善がしやすくなります。

子どもは言ったことに対して動いてもらえないとき、もう言わなくなる可能性があります。警察の未成年保護班という専門部隊もありま

すし、子どもに接する職業に就く人は児童保護の継続研修が義務づけられています。子どもをとりまくすべてのおとなが子どもの声を聞き適切な行動がとれることが大事です。おとなたちが自身が自分たちの尊厳が尊重されるためにたたかえているということも重要なことです。自分が我慢すると他人にも知らず知らずのうちに我慢を強いることがあるからです。

すべての子どもが幸せに育てば、幸せなおとなの多い社会になる。そして、幸せなおとなのもとで育つ子どもは調子がいいことが多いので「親たちを支



子どもはみんなたいせつにされなければなりません  
すべての子どもは あんぜんにももらえなければなりません。  
すべての子どもは あそび、やすみ、ゆっくりする けんりがあります。  
すべての子どもは じぶんの いけんをいう けんりがあり、  
おとなは それをきかなければ なりません。

おとなも まちがえたり うまくできないことがあります。  
たいせつなあなたを もっとたいせつにできるよように  
おとなは てつだってもらうことが ひつようかも知れません。  
いっしょにだいたいするのは、子どもが あんしんしてそだつことです。  
こんなときは たよれる おとなにはなそう

きづつくようなこと  
かなしくなるようなことをいう



はなしやいけんを  
きかない



あなたの していることが  
ダメだという



わりやりになかを  
させる



たたいたり  
いたくする



ひとりぼっち  
にする



からだを ぶつたり  
おとなのからだをぶつ  
たりあるよようにいう



たべさせなかったり  
おとなにいはいなかったり  
きかずにある あつた  
ようぶくを よういしない



**おとなにはなそう**  
すきなおとなや かわいきおとなにならないうにはなそう。せんせい、おじさん、おばさん  
きんじよのひと など。  
もしそのおとなが しんじなかつたり なにもしなかつたら ほかのひとにはなそう。  
子どもに つらいおもいをさせる ひつを そのままだにしない。  
まずは子どもが あんしんしてそだつこと。おとなをするところやからだを  
びょうきになつたり することが わかっています。  
なにがでるかと ひとにあらまで はなしつけよう。

**きづこう、しろろ**  
きづいて どうぞでたら かえりける。  
かわらぬには しんじを、たたくには、おもうことには おとうさん  
おかあさん、せんせいにも 「いやだ」といっけんがある。  
たたくとおもうことについて 子どもを たずねよう。

**じぶんをだいにしよう**  
じぶんの こころからだは じぶんのもの。  
じぶんの ことお いらはんに おまわしよう。  
じぶんの していることに しんじをもつて 子どものじかんを たのしもう  
おとなは ぶつたりはなすたたくことも、ほしと おなじように あなたは  
たいせつにされたいとあつておもう。ことがあつたら、

けんりとは うまれたときから みんながもっているものです。おとなも 子どもも ひろひろのたいせつさは おなじです。  
けれど、おとなのほうが おおきく つよいので 子どものためのよくを せがんでしまつた。  
子どものけんりしようやくは 子どもが あんしんしてにされ、あんしんしてらせるために おおきのうが あつてきめた や  
くです。にほんの ほうりつよりも けうせんされまふ。  
ほうりつがでても このないようは ないことがあつてまふ。子どもはじぶんのけんりを していることがだいじです。

By Akiko & Yuki



える」ことも大事であると思います。

安發明子著・訳書

わ出版、2023年。

「ターラの夢見た家族生活 親子を支える子どもを育ちと家族」かもが  
教育支援』サウザンブックス、パボ著 安發明子訳、2024年2月

子どもと権利や暴力について話すツール（筆者作成）